(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字高野九二四三、九二五二

(2)　指定の目的　水源の涵養

(3)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　字高野九二四三・九二五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　保安林の所在場所　愛媛県松山市窪野町乙一一五の一、乙一一五の二、乙一一五の一一、乙一一五の一八、乙一一五の一九

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町南山六七五、六七九、六七九の二、六八二から六八四まで

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　南山六七九・六七九の二・六八二・六八三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町寺村二三一四の一、二三一七の一、二三二五、二三二六、二三二八

(2)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(3)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四百九十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字高野九二四三、九二五二

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　字高野九二四三・九二五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　南山六七九・六七九の二・六八二・六八三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町南山六七五、六七九、六七九の二、六八二から六八四まで

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　南山六七九・六七九の二・六八二・六八三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町寺村二三一四の一、二三一七の一、二三二五、二三二六、二三二八

(2)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(3)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四百九十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字南川字ハタ井一一九の一、一一九の二、一二一の二、一二四の一、一二七の一、一二九の一二、一三一の一、一三四、一三八、一三九の一、一三九の二、一四〇の一、一四〇の二、一四一から一四三まで、一四四の一、一五〇、一五一の一、大字唐竹字大関四二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一　字ハタ井一一九の一・一一九の二・一二一の二・一二四の一・一二七の一・一二九の一二・一三一の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字大関四二三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第千三百四十二号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する佐倉都市計画事業酒々井南部土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十年十二月十五日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県印旛郡酒々井町飯積字柳作、字台上、字鍛冶畑、字惣田、字宮田、字宮田台、字藤蕪及び字木戸脇の全部並びに字台畑、字場際、字竹谷津、字原山、字川免、字畑ケ尻、字前畑、字入道作及び字新山の各一部

四　土地区画整理事業の名称　佐倉都市計画事業酒々井南部土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地

六　事業計画の認可の年月日　平成二十年十二月十五日

七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十四年十一月二十九日

**○国土交通省告示第千三百四十三号**

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、横浜港埠頭株式会社から港湾管理者が横浜市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧の開始の日

平成二十四年十二月六日

二　縦覧の場所及び縦覧の時間

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）　国土交通省港湾局港湾経済課　午前九時三十分から午後六時十五分まで

横浜市中区北仲通五丁目五十七番地（横浜第二合同庁舎十四階）　関東地方整備局港湾空港部港湾管理課　午前九時十五分から午後六時まで